

金融サービス仲介業に関する報告書

（ 2024年 4月 1日から
2025年 3月 31日まで ）

2025年6月 24日提出

郵便番号 135-0061

主たる営業所又は

事務所の所在地東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア12F

電話番号 03-6890-2521

（ふりがな） えすしーえすけいさーびすうゑあかぶしきがいしや

商号又は名称 SCSKサービスウェア株式会社

（ふりがな） だいはうとりしまりやく ふくしましゅんいちろう

氏名 代表取締役 福島 俊一郎

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※ 法人・個人の別 【法人・個人】

ウェブサイトのアドレス<https://www.scskserviceware.co.jp/>

（記載上の注意）

当該金融サービス仲介業のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

I 業務の状況（共通）

1 登録年月日及び登録番号

2022年3月29日（関東財務局長（金サ）第3号）

2 当期の事業概要

（1）機構改革（2024年4月1日付）

中期経営計画の推進をさらに強化するために、各組織のミッション・役割・責任の明確化、サービス型組織への改組と子会社である株式会社アイネットサポートとの役割分担・実質一体運営によるグループシナジーの最大化、営業力強化のための機構改革を実施する。

①コーポレート部門

i 部組織の変更（新設や改廃）

・総務・法務・リスクマネジメント部の総務機能を労務部に移管し、法務・リスクマネジメント部および総務・労務部に改称する。

②ビジネスサービスグループ

i 本部組織の変更（新設や改廃）

・全社注力事業領域「金融業向けビジネスサービス（金融サービス仲介業）」に関する機能および金融業の特定顧客向けサービスを担う第一事業本部を設置する。

・全社注力事業領域「保守統合サービス」に関する機能を担う第二事業本部を設置する。

・特定顧客向けサービスを担う第三事業本部を設置する。

・ビジネスサービスグループの事業領域における新規営業機能を担う営業開発本部を設置する。

③BPO グループ

i 本部組織の変更（新設や改廃）

・BPO グループの事業領域における既存営業機能を担う営業本部を設置する。

・BPO グループの事業領域における新規営業機能および全社営業企画機能を担う営業開発本部を設置する。

・B2C、B2B、デジタルマーケティングを中心としたフロントオフィス業務などに関するフロントプロセスサービス、経理・人事・総務・調達などのバックオフィス業務・事務処理業務などに関するエンタープライズサービス、IT製品に関わるサポート・CRM/ERPのサポート業務などに関するテクノロジーサポートサービスを担う第一事業本部を設置する。

・CRM/ERP以外のヘルプデスク業務、OAサポート業務、情報セキュリティ管理業務などのITサポートサービス、PCライフサイクルマネジメント・IT資産管理業務・IT機器運用業務などのITOサービスおよびセキュリティに関する特定顧客向けサービスを担う第二事業本部を設置する。

・BPOグループの事業企画機能および本部内の管理機能を担う統括本部を設置する。

（2）金融サービス仲介業を含む業務を担う組織

ビジネスサービスグループ 第一事業本部 第一部 保険媒介業務、第二部 有価証券等仲介業務、第三部 預金等媒介業務、の三部が「金融業向けビジネスサービス（金融サービス仲介）」を担う。

（3）当年度の金融サービス仲介業務

①昨年度開始の住信SBIネット銀行より住宅ローンWEB本審査に関する事務業務を継続受託。
業務概要は、以下の通り。

- ・仮審査承認先への本審査申込促進架電
- ・本審査申込後の、不備内容確認並びに不備是正依頼等の架電及び事務処理対応。
- ・本審査承認先への契約促進架電
- ・契約意向があるお客さまへの成約関連の必要な手続きを案内

②昨年度開始のauじぶん銀行より住宅ローン審査業務を継続受託。
業務概要は、以下の通り。

- ・住宅ローン申込から契約までのコール業務（インバウンド、促進、不備、契約意思確認）
- ・バックオフィス業務（本審査（住宅ローン申込受付）、申込内容（精査）など）。

(4)有価証券等仲介業務、保険媒介業務は業務受託に至っていない。

3 専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

下記の事業との兼業となります。

・ビジネス・プロセス・アウトソーシング業務：

コンタクトセンター・テクニカルサポート・ヘルプデスク・バックオフィス業務などの受託

「大分類」Gー情報通信業

「中分類」39情報サービス業

「小分類」392情報処理・提供サービス業

3929その他の情報処理・提供サービス業

4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	9名	4名	4916名	4925名
うち保険媒介を行う者	0名	0名	91名	91名
うち外務員	0名	0名	37名	37名

5 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	保険媒介を行う者	外務員	備考
多摩第3センター	〒206-0033 東京都多摩市落合1-32-3 GA 多摩bldg. 2F	0名	0名	預金等媒介 2号関係 ・住信SBIネット銀行 住宅ローン本審査 ・住信SBIネット銀行 住宅ローン仮審査 (受託業務) ・auじぶん銀行 住宅ローンセンター (受託業務)
多摩第2センター	〒206-0033 東京都多摩市落合1-15-2 多摩 センタートーセイビル	0名	0名	—
計	店	計 0名	計 0名	

6 苦情の発生件数（直近3期分） (単位：件)

業種の種別	前々期	前期	当期
預金等媒介業務	—	6	141
保険媒介業務	—	—	—
有価証券等仲介業務	—	—	—
貸金業貸付媒介業務	—	—	—
合計	—	6	141

7 苦情処理及び紛争解決の状況

<p>外部紛争等解決機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本金融サービス仲介業協会との協定により下記東京三弁護士会を利用します。 東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター ・前期まで外部紛争等解決機関の利用はありません。

8 翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額 (単位：十万円)

手数料等	翌事業年度保証金
4,903	245

9 相手方金融機関の数

業務の種別	相手方金融機関	
		うち委託を受けている数
預金等媒介業務	住信SBIネット銀行	2
預金等媒介業務	auじぶん銀行	1
保険媒介業務	生命保険会社等	該当なし
	損害保険会社等	該当なし
	少額短期保険業者	該当なし
有価証券等仲介業務	該当なし	—
貸金業貸付媒介業務	該当なし	—
合計	2	2

10 従業者に対する研修の実施状況

<p>全職員対象 年1回 2024年7月～8月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修および確認テスト(ともにeラーニング) ・情報セキュリティ研修および確認テスト(ともにeラーニング) <p>金融サービス仲介業務取扱いプロジェクト役職員対象 プロジェクト配属時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス仲介業務における倫理規程研修および確認テスト (eラーニング) 2024年1月、2024年2月、2024年12月実施 (各事業開始前並びに、配属変更時に実施) <p>テーマ別研修「配属時研修」の実施</p> <p>①預金媒介業務(テーマ別研修) 2024年1月、2024年2月、2024年12月実施。 (各事業開始前並びに、配属変更時に実施)</p> <p>②事故発生時の対応研修(リモート) (「緊急対応マニュアル」「金融サービス仲介業務事故処理規程」含む) 2024年2月、2024年12月 (各事業開始前に緊急対応マニュアルを展開)</p> <p>③苦情受付対応研修(リモート) 2024年12月実施 (各事業開始前並びに、配属変更時に実施)</p>

(記載上の注意)

- 1 「1 登録年月日及び登録番号」

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- 2 「4 役員及び使用人の状況」

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。

また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。
- 3 「5 営業所又は事務所の状況」

営業所又は事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
- 4 「7 苦情処理及び紛争解決の状況」

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。
- 5 「8 翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額」

手数料等とは、一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額をいう。以下この様式において同じ。
- 6 「9 相手方金融機関の数」

イ 相手方金融機関とは、当期において金融サービス仲介業務により顧客の契約締結の媒介（約定に至らなかったものを含む。）を行った相手方金融機関をいう。ただし、委託を受けている金融機関については、当期において契約締結の媒介を行ったか否かにかかわらず含めること。以下この様式において同じ。

ロ 保険媒介業務における保険会社とは、以下のものをいう。

 - (1) 「生命保険会社等」とは、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。
 - (2) 「損害保険会社等」とは、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等をいう。
 - (3) 「少額短期保険業者」とは、法第11条第3項第3号に規定する少額短期保険業者をいう。
- 7 「10 従業者に対する研修の実施状況」

イ 業務の種別ごとに、研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。

ロ 金融サービス仲介業者が実施した研修について記載することとし、金融サービス仲介業協会が実施した研修は除くこと。
- 8 法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定若しくは第19条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

II 業務の状況（業務の種別ごと）

〔預金等媒介業務〕

1 預金関係 (単位：件)

相手方金融機関名	流動性預金			定期性預金		合計 (その他を含む。 媒介件数)
	媒介件数	うち外貨預金等 媒介件数	うち当座預金 媒介件数	媒介件数	うち外貨預金等 媒介件数	
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 「媒介件数」欄は、法第11条第2項第1号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 「うち外貨預金等」欄の外貨預金等は、第4条に規定する外貨預金等のうち、その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものに限る。

2 貸付関係 (単位：千円、件)

相手方金融機関名	消費者向け貸付		事業者向け貸付		合計	
	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額
住信SBIネット銀行	3,143	101,149,000	— (—)	— (—)	3,143	101,149,000
auじぶん銀行	35,867	1,346,940,200	— (—)	— (—)	35,867	1,346,940,200
合計	39,010	1,448,089,200	— (—)	— (—)	39,010	1,448,089,200

(記載上の注意)

- 「媒介件数」及び「媒介額」欄は、法第11条第2項第2号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数及び媒介額を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 「媒介件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品（第16条第1項第1号イに規定する規格化された貸付商品をいう。）の媒介件数及び媒介額を内書すること。

3 為替取引関係 (単位：件)

相手方金融機関名	媒介件数
	0
	0
合計	0

(記載上の注意)

「媒介件数」欄は、法第11条第2項第3号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数を相手方金融機関ごとに記載すること。

4 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（法第11条第2項各号に規定する媒介の種類別）			委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	第1号関係	第2号関係	第3号関係	
住信SBIネット銀行	34,244	34,244	0	34,244	0	有
auじぶん銀行	456,133	456,133	0	456,133	0	有
合計						

(記載上の注意)

- 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

[保険媒介業務]

1 取扱保険契約ごとの媒介の状況

(1) 生命保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第一分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第三分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	合計				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険関係」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

(2) 損害保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第二分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第三分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	合計				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険関係」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

(3) 少額短期保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第一分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第二分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第三分野				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	合計				手数料等
	媒介件数	保険金額	保険料		相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険金額」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第3号に規定する少額短期保険業者が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		取扱商品数	委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等		
該当なし	—		—	
合計	0		0	

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

3 自己契約の状況

(単位：千円)

自己契約に係る保険料の合計額	—
保険契約に係る保険料の合計額	—
自己契約比率	0 %

(記載上の注意)

第59条の規定により計算した金額を記載すること。

〔有価証券等仲介業務〕

1 有価証券等仲介業務に係る口座の状況

相手方金融機関名	口座数			
	前期末	当期末	増減	うち期中に媒介を行った口座数
該当なし	—	—	—	

(記載上の注意)

- 1 有価証券等仲介業務に係る口座数について、前期末、当期末、期中増減、期中に有価証券等仲介業務として媒介を行った口座数を記載すること。
- 2 「うち期中に媒介を行った口座数」欄には、約定に至ったか否かに関わらず、期中に有価証券等仲介業務を通じて注文を発注した顧客数を記載することとする。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（法第11条第4項各号に規定する媒介の種類別）				委託関係の有無
	相手方金融機関からの受取手数料等		第1号関係	第2号関係	第3号関係	第4号関係	
該当なし	—	—	—	—	—	—	無
合計							

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

〔貸金業貸付媒介業務〕

1 資金の貸付けに係る契約の締結の媒介の状況

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	消費者向け貸付		事業者向け貸付		合計	
	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額
該当なし	—	—	—	—	—	—
合計						

(記載上の注意)

- 「媒介件数」及び「媒介額」欄は、法第11条第5項に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数及び媒介額を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳 (貸付の対象者別)		委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	消費者向け貸付	事業者向け貸付	
該当なし	—	—	—	—	—
合計					

(記載上の注意)

- 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 「手数料等」欄について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

III 経理の状況

決算公告をご覧ください。

【第43期（2025年3月期）決算公告】

<https://www.scskserviceware.co.jp/company/dl/kessan43.pdf>

1 貸借対照表

年 月 日現在

(単位：千円)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産			流動負債		
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金	△	△	その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債の部合計		
土地			純資産の部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			利益剰余金		
投資有価証券			自己株式	△	△
長期差入保証金			株主資本合計		
その他			評価・換算差額等		
貸倒引当金	△	△	新株予約権		
繰延資産			純資産の部合計		
資産の部合計			負債・純資産の部合計		

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業に関するもののみを作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。
- 2 本表は有価証券報告書その他の財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 3 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

2 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：千円)

科目	金額	
	当期	前期
営業収益		
手数料等		
営業収益計		
営業費用		
人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
広告宣伝費		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券等取引益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等充当額		
当期純利益 (又は当期純損失)		

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業に関するもののみを作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。
- 2 本表は有価証券報告書その他の損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 3 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。